

広域振興局長

提出者 日本郵便株式会社東北支社

住所 〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34

氏名 日本郵便株式会社 執行役員東北支社長 齋藤 貴

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡中央郵便局	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市中央通1-13-45	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	3,115 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	718 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
別添事業所一覧のとおり		k0
		k0
		k0

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成し添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		()年度							
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
		数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
	揮発油(ガソリン)		kL			kL			
	ナフサ		kL			kL			
	ジェット燃料		kL			kL			
	灯油	254.43	kL	9,287		kL	9,287	637	
	軽油		kL			kL			
	A重油	36.00	kL	1,400		kL	1,400	99	
	B・C重油		kL			kL			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	49.03	t	2,457		t	2,457	147
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³		
	石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t		
			コークス用原料炭		t		t		
			吹込用原料炭		t		t		
		一般炭	輸入一般炭		t		t		
			国産一般炭		t		t		
	輸入無煙炭		t		t				
	石炭コークス		t		t				
	コールタール		t		t				
	コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
	高炉ガス		千m ³		千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
	転炉ガス		千m ³		千m ³				
	その他の燃料	都市ガス(45)盛岡ガスほか	3.17	千m ³	143		千m ³	143	7
都市ガス(45)係数未公表		0.01	千m ³	0		千m ³	0	0	
都市ガス(63)一関ガス		0.02	千m ³	1		千m ³	1	0	
非化石燃料	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kL			kL			
	バイオディーゼル		kL			kL			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			GJ/t			
	RPF		t			GJ/t			
	廃タイヤ		t			GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
	廃油		kL			GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
	混合廃材		t			t			
	水素		t			t			
	アンモニア		t			t			
その他燃料()									
小計①							13,288	890	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	地熱		GJ			GJ			
	温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ				

エネルギーの種類	()年度								
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量			E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D			
雪氷熱		GJ			GJ				
小計②									
電気	電気事業者①								
		11,198.02	千kWh	96,751		千kWh	96,751	4,502	
	電気事業者② ※複数契約している場合使用								
		562.83	千kWh	4,863		千kWh	4,863	179	
	電気事業者③ ※複数契約している場合使用								
		676.09	千kWh	5,841		千kWh	5,841	255	
	自己託送(非燃料由来を除く)								
自家発電	太陽光								
			千kWh			千kWh			
	水力								
			千kWh			千kWh			
風力									
		千kWh			千kWh				
その他									
		千kWh			千kWh				
小計③								107,455	4,935
合計 ④=①+②+③								120,743	5,825

(2) 原油換算エネルギー使用量 = (1)のエネルギー合計使用量 × 0.0258

原油換算エネルギー使用量	3,115	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	5,825 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		5,825 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

2024年度を基準とし、2025年度から2027年度までの期間で、CO2排出量を施設及び車両別に1%以上削減。

【具体的な取組】

○省エネルギー

弊社では環境マニュアルを定め、「照明」、「空調」、「その他機器」、「エレベーター」、「コピー用紙」、「エコ安全ドライブ」等、各項目ごとにECOルールを定めており、それに基づいた環境活動を推進しています。

また、事務用品を購入する際は、「エコマーク」、「グリーンマーク」など、コピー用紙は「FSC認証マーク」、「グリーン購入法における総合評価値80以上」の環境配慮型商品を優先的に購入することとしています。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

郵便物や荷物の配送時に使用する軽四輪自動車および郵便配達で使用する二輪車をガソリン車からEV車両へ順次、切り替えしています。

○自動車利用抑制

会議・研修等における移動時は公共交通機関を優先利用することとしています。

○輸送の合理化

再配達を削減し、社会や環境問題にも対応していくため、荷物や郵便物を便利に受け取ることができるサービスを提供しています。(e受取アシスト、置き配、はこぼす及びコンビニ・郵便局窓口受取)

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

- ・集配用車両のCO2排出量の削減のため、「エコ安全ドライブコンテスト」を実施。
- ・盛岡中央局を対象に、東北支社主催の環境担当者研修を開催(毎年1回)。
- ・盛岡中央局においては、全社員対象に環境に関する基本的な知識の浸透を目的とした研修を実施。

(3) 計画の達成度の把握方法

各郵便局において「環境システム」に電力使用量等の実績を毎月入力することで、本社及び支社において数値の確認(集計等)が可能。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

盛岡中央局を対象に、毎年「環境監査」を実施し、「日本郵便オリジナル環境マネジメント指針」の取組が実施されているかを確認している。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	673 ()	776,322 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	1,777,876 kg-CO ₂
軽油	27 ()	48,425 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	126,849 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	18	9132 kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	3,671 kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	718 (0)			1,908,396 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

<p>【目標値】 2024年度を基準とし、2025年度から2027年度までの期間で、CO2排出量を施設及び車両別に1%以上削減。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>○エコドライブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩やかに発進します。(最初の5秒で時速20キロを目安) ・早めのアクセルオフでエンジンブレーキを活用しています。 ・交通状況に応じた定速走行に努めています。 ・車間距離には余裕を持ちます。 ・乗車前に点検・整備しています。 ・アイドリングストップを心掛けています。 <p>○輸送の合理化</p> <p>再配達を削減し、社会や環境問題にも対応していくため、荷物や郵便物を便利に受け取ることができるサービスを提供しています。(e受取アシスト、置き配、はこぼす及びコンビニ・郵便局窓口受取)</p> <p>○電動車</p> <p>郵便物や荷物の配送時に使用する軽四輪自動車および郵便配達で使用する二輪車をガソリン車からEV車両へ順次、切り替えしています。</p> <p>○自動車利用抑制</p> <p>会議・研修等における移動時は公共交通機関を優先利用することとしています。</p>

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政グループで使用した紙のリサイクルを行っています。 ・環境に配慮した、バイオマスプラスチック製のレジ袋を販売しています。 ・全てのはがきに、適切な森林管理を広める国際的な認証制度「FSC®認証」を受けた紙を使用しており、世界の森林や生物多様性の保全と、持続可能な森林資源の利用を促進しています。
